

請 願 文 書 表

【平成 29 年第 8 回横手市議会 12 月定例会】

番号	受理年月日	件 名	要 旨	請願者氏名	紹介議員	付託委員会
29 第 3	H29. 11. 17	平成 27 年第 8 回横手市議会 12 月定例会 議案第 127 号 「横手市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一部を改正 する条例」の議決について	<p>「横手市衛生センター設置条例」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき制定されたものである。即ち「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされている。さらに 2 項において、「条例で定める公の施設を「廃止」するときには議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない」とされている。</p> <p>しかし、「し尿処理施設」が現存し、且つ廃止の予定もない状況での「横手市衛生センター設置条例」が、理由説明も無く、根拠不明の条例廃止の議決は、地方自治法の定めを照らして認め難い。</p> <p>については、現市議会の審査と共に、次の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現横手市議会に対して、廃止された「横手市衛生センター設置条例」並びに「横手市衛生センター管理規則」を、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新たに制定することを求める。 2. 議決された条例に関して、次の項について改正を求める。 <p>2 市民又は一般廃棄物処理業者が搬入する場合(2)し尿 の項目を削除する。</p>	有限会社 横手清掃興業	鈴木勝雄	厚生